

(一社) 鳥取県L Pガス協会 国民保護業務計画

第1章 総則

第1節 計画の目的

本計画は、一般社団法人鳥取県L Pガス協会（以下「協会」という。）が武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第36条第2項及び第182条第2項の規定に基づき、当協会の業務に関し、武力攻撃事態等及び緊急処理事態における国民の保護に関する措置（以下「国民保護措置」という。）の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

第2節 実施の基本方針

1 協会は、国民保護措置の実施に当たっては、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定）、鳥取県国民保護計画及び本計画に基づき、県、市町村その他武力攻撃事態等の対応に係る関係諸機関と相互に連携を図りながら、必要な措置を講ずる。

2 その措置は、被害状況及びその有する能力などについて総合的に判断し、その実施期間は概ね被災者の緊急的なニーズが満たされ、自立の見通しが立つまでの間とする。

第3節 国民保護業務計画の運用

1 協会は、本計画を効果的に推進するため、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、消防法に係る諸規定は勿論として、協会が大規模災害のために別に定めた「鳥取県L Pガス災害対策要綱」（以下「災害対策要綱」という。）との調整を図り運用する。

2 本計画を効果的に推進するため、今後の状況の変化に伴い、適時、自主的に本計画の内容について検討し、必要に応じて修正するものとする。

なお、計画の変更を行った場合には、軽微な変更の場合を除き、知事に報告する。

第4節 想定する事態

1 武力攻撃

この計画で、想定される武力攻撃事態を以下の4種類とする。これらの事態は複合して起こることも想定される。

(1) 着上陸侵攻

事前の準備が可能であり、戦闘予想地域からの先行避難が必要

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

事前にその活動を予測・察知することが困難で、突発的に被害が生じることを想定

(3) 弾道ミサイル攻撃

発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難で、発射後きわめて短時間で着弾

(4) 航空攻撃

弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易だが、攻撃目標を特定することは困難

2 緊急処理事態

この計画では、想定される緊急処理事態を以下のとおりとする。なお、緊急処理事態への対処については、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定される。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

(2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

第5節 措置の内容

協会は、武力攻撃事態等に対処するために、次の措置を実施する。

- (1) 武力攻撃事態等に対する体制の整備
- (2) 武力攻撃災害における緊急用救援物資の提供
- (3) 情報の収集・提供及び広報活動

第6節 安全の確保

会長は、国民保護措置の実施に当たっては、国、県、市町村その他関係機関と連携し、会員の安全確保を最優先とする。

第7節 国民保護にかかる意識啓発

会長は、会員に対し国民保護に関する情報を提供し、意識の啓発を行う。

第8節 武力攻撃災害における財政上の措置

国民保護法に基づき県の要請又は指示に従い実施した救援物資等の提供活動等については、国民保護法施行令で定める基準に従い、その実費を県に請求することができる。

第2章 平素からの備え

第1節 組織・体制の整備

- 1 協会及び会員は、国民保護措置を円滑かつ適切に実施するため、組織及び体制を整備する。
- 2 前項の目的を達成するため、協会は各支部と次に掲げる事項に関し必要な連絡調整を行う。
 - (1) 緊急時のための連絡網の作成、連絡体制及び参集体制の整備
 - (2) 関係機関との連絡体制の整備
 - (3) 計画に定める事項のうち、平時における措置の総合的な推進
 - (4) 計画の見直し
 - (5) その他必要な事項

第2節 協会における連絡体制等の整備

- 1 協会は、役員、支部、県、市町村等関係機関との連絡体制を予め定めておくものとする。

- 2 支部長は、協会本部との連絡体制を予め定めておくものとする。
- 3 会長は、器具メーカー及び鳥取県高圧ガス地域防災協議会等関係団体と救援物資の調達についての連絡体制を予め定めておくものとする。
- 4 連絡体制は、災害対策要綱に定める連絡体制と兼ねることができるものとする。

第3節 会員参集

会長は、会員の招集・参集について、緊急連絡網の作成等により要員の確保及び情報収集、伝達手段の確保に努めるものとする。

第4節 非常事態等警戒時における措置

- 1 会長は、武力攻撃事態等に至るおそれがある場合、又は県に国民保護対策本部が設置され必要と認められた場合には、協会職員等に待機を指示するものとする。
- 2 会長は、国民保護措置の実施にあたってはその内容に応じ、国民保護措置を実施する者の安全の確保に配慮するものとする。

第5節 訓練の実施

協会は、平素からの確かな国民保護措置ができるよう訓練の実施に努めるとともに、会員は協会、県等が実施する国民保護措置についての訓練に参加するよう努めるものとする。

第6節 物資等の備蓄及び関係施設の機能確保

- 1 会員は、国民保護措置の実施のために必要な物資及び資機材（以下「救援物資等」という。）の備蓄に努めるものとする。救援物資等は、大規模災害に対応するための救援物資等と同じもので兼ねれるものとし、現物備蓄と流通備蓄により行うことができるものとする。
- 2 会員は、平素から自ら管理する施設及び設備の整備点検を行い機能確保に努めるものとする。
- 3 会員は、LPガスを安定かつ適切に供給するため相互に協力するものとする。
- 4 会員は、県の要請に応じ速やかに救援物資等が提供できるよう体制の整備に努めるものとする。
- 5 協会及び会員が備蓄する救援物資等は、次のとおりとする。
 - (1) 災害対策用資機材の確保
製造設備、供給設備の配管材料、工具等必要資機材は、平常時からその確保に努める。また、資機材リストの整備に努めるとともに資機材の調達先等をあらかじめ調査しておくものとする。
 - (2) 車両の確保
非常事態における迅速な出動及び資機材の輸送手段の確保を図るため、充填所、販売所等においては、工作車、配送車等の車両の整備に努めるものとする。
 - (3) 物資の確保
LPガス容器、調整器等付属部品、ガスメータ、カセットコンロ等熱源確保のために必要な物資の確保、調達に努めるものとする。

第3章 武力攻撃事態等への対処

第1節 鳥取県LPガス協会国民保護対策本部の設置

1 会長は、県国民保護対策本部が設置された場合には、協会内に会長を長とする鳥取県LPガス協会国民保護対策本部（以下「対策本部」という。）を設置し、武力攻撃事態等における協会救援活動の立ち上げりに万全を期すこととする。また、対策本部は次の業務を行うものとする。

- (1) 被害状況の調査及び報告に関すること
- (2) LPガス救援物資の提供及び輸送に関すること
- (3) LPガスに関する専門的助言に関すること
- (4) 関係機関との連絡調整に関すること
- (5) その他、武力攻撃事態等によるLPガス関係施設の災害拡大防止に関し必要とされる事項

2 会長に事故のあるときは、副会長が会長の職務を代行する。

第2節 職員の派遣

会長は、県国民保護対策本部等から要請があった場合には、会員を派遣して、県国民保護対策本部の支援を行うものとする。

第3節 専門的助言

協会は、県国民保護対策本部等からLPガス及び関係施設に関する知識助言を求められた場合には、専門的立場からの助言を行うものとする。

第4節 被災情報の収集及び報告

当協会は、支部及び関係施設管理者等からその管理する施設及び設備に関する被災情報等を収集し、これらの情報を県に速やかに報告するものとする。

第4章 応急の復旧

会長は、会員の管理する施設及び設備が武力攻撃により被害を生じたときは、当該施設及び設備管理者に対し、応急の復旧に必要な措置等について協力するものとする。

また、会員は相互に協力し速やかな応急復旧がなされるよう努めるものとする。

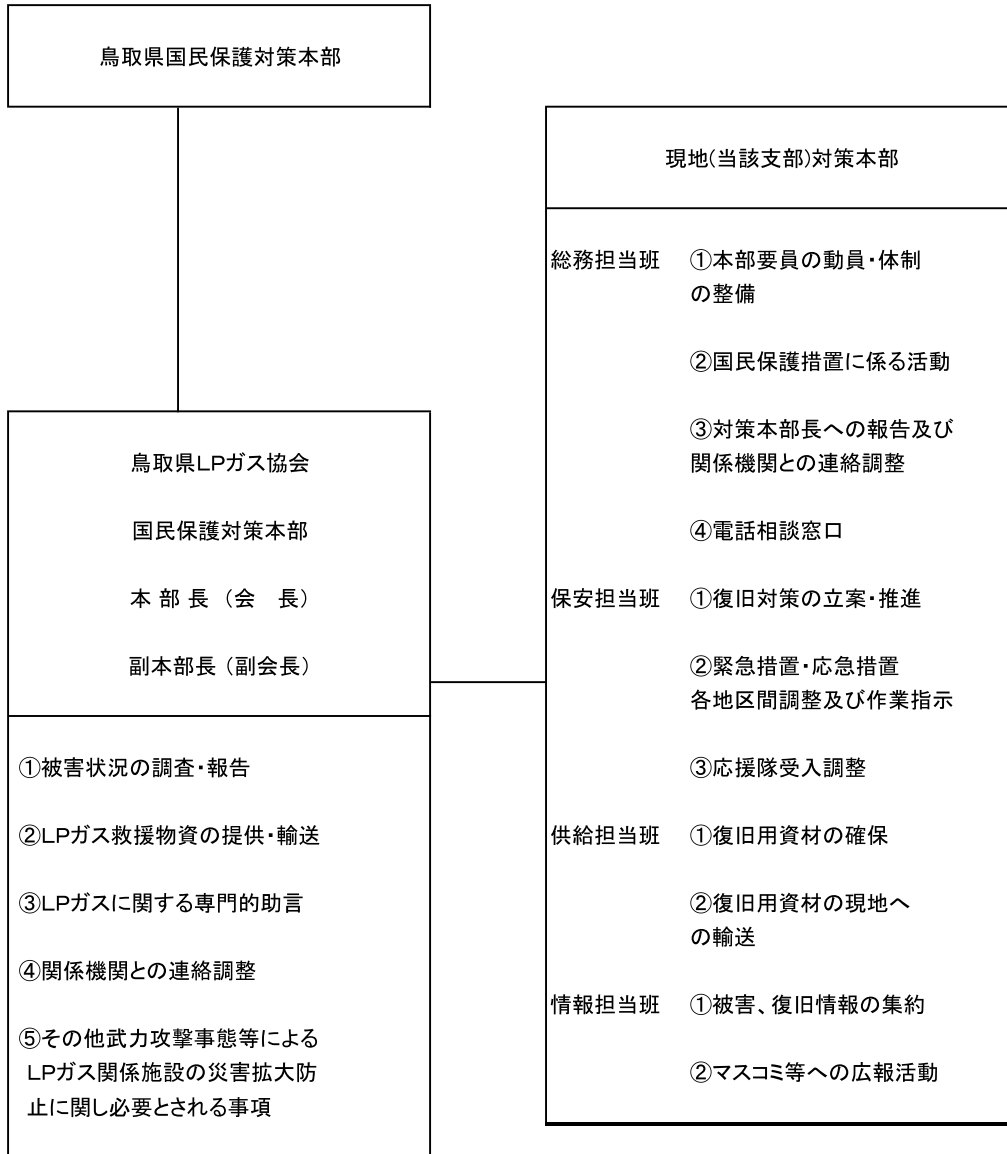
第5章 緊急対処事態への対処

緊急対処事態においては武力攻撃事態等に準じた対処を行うものとする。

制定 平成19年3月31日

(別表 1)

対策本部組織・職務分担



(別表 2)

非常体制発令の権限者

体制の区分	発令権限者
準備体制	協会長または副会長
国民保護体制	協会長

防災要員の召集発令の権限者

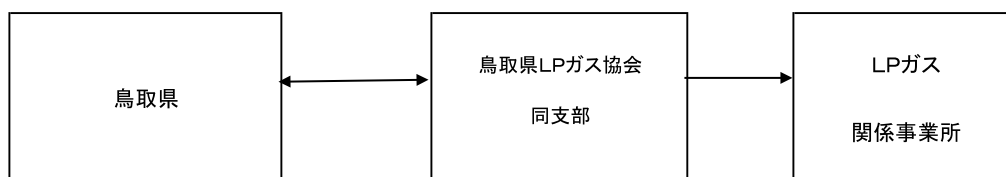
体制の区分	発令権限者	召集対象者
準備体制	協会長または副会長	総務部会担当役員 事務局職員
国民保護体制	協会長または副会長	副会長、理事 事務局職員

対策本部等

体制	責任者	備考
準備対策室	協会長 副会長	[準備対策室] 総務部会担当役員 専務理事 事務局職員
対策本部	協会長 副会長	副会長 専務理事 事務局職員
現地対策本部	支部長(副会長) 副支部長	被災地区支部長 総務担当 保安担当 供給担当 情報担当 事務局職員

(別表 3)

発令及び解除の伝達経路



(別表 4)

防災関係機関との連携関係図

